

## ウズベキスタン共和国 大統領令

2023年9月11日付

第 UP-158 号

### 「ウズベキスタン 2030」戦略について

2023年4月30日に実施された国民投票における全国民の投票をもって、ウズベキスタン共和国の新たな憲法が採択された。これにより新しいウズベキスタン建設に向けた憲法基盤が強化された。

新憲法に則り実施された大統領選挙は、我が国の社会が政治的に成熟していること、そして、新しいウズベキスタン建設の途上で実現される改革が国民から全面的に支持されていることを改めて示すものとなった。

同時に、新たな憲法的・法的条件のもとで、国家発展に係る主要な方向性を完全なものとし、現在進めている大規模改革を新たな段階へと引き上げる必要がある。

自由で繁栄した力強い新しいウズベキスタンの建設という国民の意思表示、国民1人1人に対する、自らの潜在能力の開発と、健康で教養があり精神的にも発達した世代の教育に向けたあらゆる機会の構築、世界の生産における重要な構成要素をなす力強い経済の構築、ならびに公平性や法の支配、安全、安定の保証を目的として、以下の事項を定める。

1. 附属書第1号に則り、新しいウズベキスタン開発戦略の実現過程で獲得された実績ならびに公開協議の結果に基づき立案された「ウズベキスタン 2030」戦略を承認する。

「ウズベキスタン 2030」戦略は以下の基本構想を反映したものである。

持続可能な経済発展による上位中所得国への参入

国民のニーズと国際基準を完全に満たす教育、医療、社会保護システムの構築

国民にとっての好適な環境条件の創出

国民に奉仕する公正かつ現代的な国の建設

国の主権と安全の確固たる保障

2. 以下の事項を決定する。

「ウズベキスタン 2030」戦略の実現およびその目標数値の達成は、あらゆる国家機関・組織の業務の優先課題として定められたものであり、当該機関・組織の首脳部はこの履行に対する個人的責任を負うものとする。

「ウズベキスタン 2030」戦略の枠組みをもって、緊急性を失っていないあらゆる目標の達成、ならびに新しいウズベキスタン開発戦略によって定められ、現在も継続して実現されている喫緊の課題の履行を確保する。

3. 附属書第2号に則り、「ウズベキスタン 2030」戦略実現共和国委員会（以下、「共和国委員会」）の構成を承認する。

共和国委員会（A.アリポフ）に以下の実現に係る任務を委任する。

a) 「ウズベキスタン 2030」戦略の完全かつタイムリーな、質の高い実現、ならびにその実施に係るしかるべき年次プログラムの策定と履行の調整の組織化

b) 国民の意見、イニシアティブを基盤とし、「ウズベキスタン 2030」戦略の枠組みをもってなされる改革施策の質の高い実施状況、目標数値の達成に対する監督、ならびに、ウズベキスタン共和国大統領への半期ごとの成果報告書の提出

c) 2カ月以内に以下の事項を実施する。

新しいウズベキスタン開発戦略の、各地における実現成果の批判的研究

国民による新しいウズベキスタン開発戦略実現成果に関する幅広い議論、当該の問題に関する国民からの提案の体系的分析

新しいウズベキスタン開発戦略によって定められた目標と課題の実現を妨げるシステム上の要因の、行われた調査結果に基づく特定、ならびに「ウズベキスタン 2030」戦略実施の枠組みにおける具体的なその是正策の採択。

4. カラカルパクスタン共和国議会（ジョカルガ・ケンギス）、タシケント州およびタシケント市議会（ケンガンシ）に対し、地域単位における「ウズベキスタン 2030」戦略実現の進捗について、省庁の地方下部組織の首脳部に対し四半期ごとに情報の聴き取りとその批判的議論を実施するよう勧告する。

5. 「ウズベキスタン 2030」戦略とその実務上の実施策の実現状況、しかるべき目標数値の達成、およびその枠組みの中で法規文書のタイムリーな策定に対する監督規定を制定し、同規定に従い以下の事項を実施する。

a) 法務省は会計検査院、「戦略開発」センター、全国運動「ユクサリシ」との協力のもとに、しかるべき年度における「ウズベキスタン 2030」戦略とその実施策の実現に対する体系的なモニタリングを行い、共和国委員会に対しモニタリング結果を毎月提出する。

b) カラカルパクスタン共和国議会（ジョカルガ・ケンギス）、州、地区、都市の人民代議員議会（ケンガンシ）は、その地元において四半期ごとに、しかるべき年度における「ウズベキスタン 2030」戦略の地域単位における実現に対する監督措置を実施する。

c) 内閣は、副首相の参加のもとに、「ウズベキスタン 2030」戦略の進捗に対する批判的議論を毎月実施するほか、政府会合における四半期ごとの議論を実施する。また、時宜を逃した不完全な施策履行については、閣僚をはじめとする政府構成員に対してしかるべき措置を講じるほか、半期ごとに、「ウズベキスタン 2030」戦略の実現に係る報告書を議会（オリー・マジリス）の下院（立法院）に提出する。

6. 内閣（A.アリポフ）は1カ月以内に以下の事項を実施する。

2023～2024年における「ウズベキスタン 2030」戦略の地域別実現策に関する政府決定の採択

「ウズベキスタン 2030」戦略の方針と目標をふまえた、副首相の管轄である部門・分野別による具体的課題の決定

7. 法務省は責任省庁との協力のもとに、「ウズベキスタン 2030」戦略の枠組みの中で、法規文書草案について、質が高くかつタイムリーなその立案、調整、公開協議に必要な文書掲載を行うための実務的支援を提供する。

8. 「戦略開発」センターは、「戦略『ウズベキスタン 2030』—国民の戦略」をモットーとして定められた改革の一貫した、質を保ちかつタイムリーな実現に対する効率的な社会監督を確立する目的で、以下の事項を遂行する。

デジタル技術省との協力のもと、2週間以内に、「ウズベキスタン 2030」戦略の実現度合

いに対する国民による評価、同戦略で定められている改革の、その目的や指標別における質の高い実現、さらにはこうした改革に関する意見やイニシアティブの国民による送信の機会を提供するオンライン・ポータルを開設する。

評価結果と国民から寄せられた意見・見解を毎月まとめ、共和国委員会に提出する。

2030年までの持続可能な発展分野における国家目標と課題の実現に係る調整評議会（D.クチカロフ）との協力のもとに、国連の持続可能な開発目標に則った「ウズベキスタン2030」戦略の実現に係る年次分析を社会集団とともに実施するとともにその結果を公表するシステムを導入する。

しかるべき年度における「ウズベキスタン2030」戦略の実現と同戦略の施策の実現の成果をテーマとした情報分析レビューの作成、外国語による公表、幅広い拡散を行う。

9. 情報・マスコミュニケーション庁、ウズベキスタン国営テレビラジオ会社、ウズベキスタン国家情報庁は、マスメディアとの協力のもとに以下の事項を継続的に確保する。

「ウズベキスタン2030」戦略の目標と課題に関する幅広い解説、およびその本質と内容に関する社会集団へのマスメディアを介した解説（これには、世界的情報網であるインターネットやSNSによるものを含む）

「ウズベキスタン2030」戦略の枠組みにおいて進められている施策の進捗、および幾つかの目標数値の達成状況に関する客観的かつ全面的な情報の国民への伝達

10. 省庁首脳部、カラカルパクスタン共和国閣僚評議会議長、タシケント州およびタシケント市知事（ホキム）は、本大統領令の履行に係る効率的な組織立てに対する個人的責任を負うものとする。

本大統領令の履行状況の検討は半期ごとに、本大統領令の履行に対する責任を負う機関の業務の調整とこれに対する監督の遂行は共和国委員会に委ねる。

実施した施策に関する情報をウズベキスタン共和国大統領に対し毎月提出する。

ウズベキスタン共和国大統領

(ウズベキ  
スタン共和国  
大統領府)

Sh. ミルジヨエフ

タシケント市

2023年9月11日付  
ウズベキスタン共和国大統領令第UP-158号  
附属書第1号

「ウズベキスタン 2030」戦略

| №                                   | 目標                              | 2030年までに達成する目標の効率指標  |
|-------------------------------------|---------------------------------|--|
| <b>I. 各人の潜在能力の実現に向けたしかなるべき環境の構築</b> |                                 |  |
| <b>1.1. 教育システムにおける改革</b>            |                                 |  |
| 1.                                  | 就学前教育システムを新たなレベルへ引き上げ、幼児を完全にカバー | <p>就学前教育および<b>就学前支援教室</b>により幼児を完全にカバー</p> <p>国立の就学前教育機関の幼児にコンピュータークラスを提供することで、当該の幼児の<b>コンピューターリテラシーの初級スキル</b>を形成</p> <p>就学前教育機関に<b>清潔な飲料水と近代的衛生設備</b>を全面的に提供</p> |
| 2.                                  | 一般中等教育システムにおけるプログラム「好適な教育環境」の実現 | <p>遠隔地域やアクセス困難地域に位置する<b>715</b>の中等一般教育機関の生徒のための無償バス運行</p> <p>中等教育機関に<b>清潔な飲料水と近代的衛生設備</b>を全面的な提供</p>   |
| 3.                                  | 普通中等教育システムを新たなレベルへ引き上げる         | <p><b>約700</b>の新しい教科書や練習帳、教員用教材およびモバイルアプリを製作</p> <p>新世代の教科書をベースとしたタブレット端末用マルチメディアプログラムを<b>1,000本</b>製作</p> <p>毎年<b>500名</b>のネイティブの外国人専門家を教育機関に誘致</p>             |

|    |                                |  |
|----|--------------------------------|--|
|    |                                | すべての中等普通教育機関に職業訓練コースを導入  |
|    |                                | すべての中等普通教育機関の教育プロセスに大統領学校および専門家養成学校の教育手法を導入                                  |
| 4. | 教員の地位の向上、国際基準にしたがった教員の知識・技能の開発 | 技能向上および研修を目的に養育者および教員 <b>1,000</b> 人を外国に派遣                                   |
|    |                                | 就学前教育機関および中等普通教育機関の教員の平均賃金を <b>2</b> 倍に引き上げる                                 |
|    |                                | 就学前教育機関および中等普通教育機関の職員 <b>50</b> 万人の継続的な技能向上                                  |
|    |                                | 遠隔地域の志願者を対象とした需要の高い分野および教育者育成分野における人材育成システムを <b>国家助成金</b> ベースで導入             |
| 5. | 普通中等教育発展のため民間セクターを幅広く誘致        | 私立の中等一般教育機関数を <b>1,000</b> 校に増やす   |
|    |                                | 今後 5 年間における非国営の中等普通教育機関の事業確立を目的とした <b>特惠融資 1 兆</b> スムを割当てる                   |
|    |                                | 2024 年以降、 <b>官民パートナーシップ</b> をベースとした毎年 <b>100</b> 校以上の中等普通教育機関の建設契約締結         |
|    |                                | 非国営の中等普通教育機関で学ぶ生徒の割合を <b>3</b> 倍に増やす   |
|    |                                | 官民パートナーシップをベースとした、国際金融機関からの資金による <b>20 億ドル</b> 規模での中等一般教育機関ネットワーク拡充プロジェクトの実現 |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 6. | <p>専門教育システムの発展による、学習者に対する現代的な知識およびスキルの教育</p> | <p>専門教育機関 <b>700 校</b>における教育の質の向上および物資・技術基盤の完全化</p>   |
|    |  | <p>地域専門教育センターを 14 カ所に創設、技能カテゴリーを有する教育人員の割合を <b>50%</b>に引き上げる、リモートまたはハイブリッドによる技能向上コースの割合を <b>30%</b>に引き上げる</p> |
|    |  | <p><b>情報技術、建築、輸送・物流</b>分野における中堅専門人員育成における国家助成金の割合を <b>100%</b>に引き上げる</p>                                      |
| 7. | <p>高等教育によるカバー率の拡大、高等教育を有する専門人員の質の向上</p>      | <p>高等教育による若者のカバー率の <b>50%</b>以上への引き上げ</p>   |
|    |  | <p><b>高等教育</b>を有する教育人員を中等普通教育機関に全面的配置</p>   |
|    |  | <p>高等教育機関 <b>30 校</b>の教育プログラムに対する国際認定の実施</p>  |
|    |  | <p><b>上位 500 校</b>に入る外国の大学との協力による <b>50 以上</b>の共同教育プログラムをベースとした<b>ダブル・ディグリー</b>制度の導入</p>                      |
|    |  | <p>世界大学ランキング<b>上位 1,000 校</b>への、高等教育機関 <b>10 校</b>の参入</p>   |
|    |  | <p><b>学術研究成果達成率</b>の向上、および高等教育機関における学術ポテンシャルの <b>70%</b>への引き上げ</p>  |
| 8. | <p>高等教育機関の組織・管理業務の完全化、その物資・技術供給体制の強化</p>     | <p>高等教育機関 <b>5 校</b>の、国立研究所への転換</p>   |
|    |  | <p>学生 <b>12 万人</b>相当の教育棟、および <b>15 万人</b>相当の寮の増設</p>  |
|    |  | <p>現代文学 <b>100 万冊</b>以上の図書の補充、および図書資産の<b>全面的なデジタル化</b>の実施</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 9.  | 時代の要請に基づく新たな分野の基礎研究の充実                            | 基礎研究への <b>3兆</b> スムの割当て  |
|     |   | 基礎研究分野における、外国の主要な学術機関 <b>8校</b> との教育の確立<br><br>言語、文学、歴史学、考古学、文化、芸術の分野における学術プログラムへの <b>2兆</b> スムの割当て                                    |
| 10. | 最も発展速度が速い経済分野における応用研究の強化、クラスターシステム「企業－大学－研究機関」の導入 | 国家予算 <b>4兆</b> スムの応用研究への割当て  |
|     |   | 「推進力」となる経済分野における革新的製品 <b>850品目</b> の生産   |
|     |   | 応用研究の成果をベースとした新たな学術開発 <b>2,500件以上</b> の創出<br><br>輸送・物流、農業収穫高、エネルギー供給、バイオテクノロジー、地質学、金属加工、機械製作、電子工学といった分野における <b>8つの学術研究・生産クラスター</b> の創出 |
| 11. | 若手研究者の割合の増強、ならびに当該の研究者による学術研究の支援                  | 40歳未満の研究者の割合の <b>60%以上</b> への引き上げ、学術機関職員の賃金の <b>2倍（平均で）</b> への引き上げ   |
|     |   | 学術プロジェクト、応用プロジェクト、革新的プロジェクト、スタートアッププロジェクトへの資金提供を目的とした年間コンテスト数の <b>20回</b> への引き上げ   |
|     |   | リサーチアシスタント、修士課程、博士課程、特定目的博士課程の枠の <b>5,200人</b> への引き上げ  |
| 12. | あらゆる分野における革新的事業の幅広い導入、学術研究および革新的イニシアティブの支援        | グローバル・イノベーション指数 <b>上位50カ国</b> へのウズベキスタンの参入の確保  |
|     |   | 国民 <b>100万人</b> 当たりの研究者数の <b>2,000人</b> への増強   |
|     |   | 国内外の市場における商業化の結果創出される新たな革新的開発件数を <b>2倍</b> に増強   |

1.2. 国民の健康の確保に係る改革

|     |                                 |  |
|-----|---------------------------------|--|
| 13. | 国民の平均寿命の延長                      | 国民の平均寿命の <b>78 歳</b> への延長  |
|     |                                 | 医療への割当額を <b>2 倍</b> に増額<br>腫瘍性疾患、心血管系疾患、糖尿病、呼吸器疾患による早期死亡の <b>2.5 分の 1</b> への削減   |
|     |                                 | 結核罹患率の大幅な引き下げ（現在の人口 <b>10 万人</b> 当たり <b>34 人</b> から）   |
| 14. | 国民によるプライマリケアの易利<br>用性の向上        | 糖尿病患者 <b>35 万人</b> 、心血管系疾患患者 <b>150 万人</b> の、治療による全面的なカバー  |
|     |                                 | 医療支援を必要とする国民の要望の <b>70%</b> の、プライマリケアにおける解決  |
|     |                                 | <b>血液透析用入院病床</b> による国内患者の全面的なカバー   |
| 15. | 小児における遺伝性疾患の予防・治<br>療効率の向上      | 小児における遺伝性疾患の <b>2 分の 1</b> への削減  |
|     |                                 | 乳児における遺伝性疾患の <b>選択的スクリーニング検査カバー率の 50% 以上</b> への拡大  |
| 16. | 妊産婦死亡率および乳児死亡率の<br>削減、健康な幼少期の確保 | 妊娠確認から産後 <b>42 日</b> までの婦人の死亡率、および新生児と 5 歳未満の小児の死亡率を <b>2 分の 1</b> に削減   |
|     |                                 | 産科病床数の <b>35%</b> 拡充   |
|     |                                 | 6～23 カ月の乳幼児に対する <b>微量栄養素粉末</b> 、2～10 歳の小児に対する <b>蠕虫予防専用薬</b> 、3～15 歳の小児に対する <b>ヨウ素製剤</b> 、15～35 歳の女兒および婦人に対する <b>マルチビタミン剤</b> 、 <b>鉄剤</b> 、 <b>葉酸剤</b> の無償提供 |
|     |                                 | 小児における感染性および非感染性疾患の <b>20%</b> を削減   |

|     |                             |   |
|-----|-----------------------------|---|
| 17. | 腫瘍性疾患の早期診断、および死亡率の低減        | 予防検診における <b>30～69 歳</b> の国民の早期腫瘍性疾患の発見、 <b>5 年生存率の 2 倍</b> への引き上げ、1 年未満の死亡率の 2 分の 1 への低減                      |
|     |                             | 腫瘍性疾患患者 <b>12 万人</b> の治療による全面的なカバー  |
| 18. | 非感染性疾患の予防効率の向上              | 非感染性疾患の早期診断率を <b>70%</b> に引き上げ  |
|     |                             | 成人人口（40 歳以上）における糖尿病および動脈性高血圧症の早期発見率の <b>2 倍</b> への引き上げ  |
|     |                             | 30～69 歳の国民における心血管性疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病による人口 10 万人当たりの死亡率を <b>30%</b> 低減   |
| 19. | 健康で活動的な老後の確保                | <b>55 歳以上</b> の国民の <b>100%</b> に対する予防医療検診の毎年の実施、および健康増進事業   |
|     |                             | 成人人口（40 歳以上）における身体活動人口の割合の <b>2 倍</b> への増強  |
| 20. | 国民における適切な食生活と健康的なライフスタイルの形成 | 食塩摂取量が基準を上回る国民の割合を <b>32%</b> 、身体活動が不十分な国民の割合を <b>22%</b> 削減、過体重および肥満の成人人口の割合をそれぞれ <b>32%</b> 、 <b>23%</b> 削減 |
|     |                             | 発育遅延、低体重、過体重の 5 歳未満の小児の割合を <b>平均 2 分の 1</b> 削減  |
|     |                             | 教育機関、医療機関におけるトランス脂肪酸、食塩、砂糖を多量に含む製品の搬入、調理、販売を <b>100%</b> 制限   |
| 21. | 医療分野へのデジタル技術の幅広い導入          | 医療機関のデジタル化率を <b>100%</b> に引き上げ  |

1.3. 社会サービスの提供と貧困削減に係る改革

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 22. | 専門的な社会サービス提供システムの抜本的改善                                     | <p>社会保護システムによる困窮者すべての全面的なカバー</p> <p>社会サービスの包括的な実現を目的とした、国内すべての地域および都市における<b>社会サービスセンターInson</b>の事業の組織化</p>   |
| 23. | 新たな障害者支援システムの創設、ならびに障害者にとっての快適かつ好適な環境の創出                   | <p>障害を有する困窮者に対する、高品質で現代的な義肢・整形外科的装具製品の供給水準の<b>100%</b>への引き上げ</p> <p><b>ふさわしい職の確保</b>による、障害者の就労率の<b>2倍</b>への引き上げ</p> <p>障害を有する困窮者の、リハビリサービスによる全面的なカバー</p> <p>障害者向けの<b>既存インフラの状態評価システム</b>の導入と、それに伴う障害者にとっての快適かつ好適な環境の創出</p> <p>「<b>バリアフリー観光</b>」の一環としての、毎年、各地域の障害者<b>1,000人</b>を毎年対象とした<b>サマルカンド、ブハラ、ヒヴァ</b>への無料旅行の実施</p> |
| 24. | 子どもに対する社会保護システムの完全化  | <p>子どもへのハラスメントおよび暴力を撥ねつける文化の形成</p> <p>親の監護下でない子どものケアを目的とした、<b>代替的な非制度的形態</b>の導入</p>  |
| 25. | 女性支援システムの強化、女性の権利および法的利益の確保、女性の社会的・経済的・政治的活動の向上、ジェンダー平等の確保 | <p>ジェンダー平等政策の継続、女性の社会・政治的活動の向上による、管理職に就く女性の割合の<b>30%</b>までの引き上げ</p> <p>女性へのハラスメントおよび暴力を撥ねつける文化の形成、女性の権利および法的利益の確保</p> <p>「<b>女性手帳</b>」を用いた透明性の高い的を絞った業務機構の構築、当該分野における<b>社会監督機構</b>の確立</p>  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 26. | 高齢者のための全面的支援                                    | 高齢者 <b>100 万人</b> 以上を対象とした国内観光地（国内の歴史的都市、古代建築物、巡礼地、景勝地を含む）への旅行の毎年の実施                             |
|     |   | 高齢者支援プログラムの一環として遂行する施策の規模を <b>30%以上</b> 拡大   |
| 27. | 国内における貧困率の削減                                    | 貧困率（対 2022 年比）を 2026 年までに <b>2 分の 1</b> に削減、2030 年までに <b>大幅</b> に削減                              |
|     |   | 貧困ラインを割り込む恐れのある国民 <b>450 万人</b> の所得の向上   |
|     |   | 社会的パートナーシップをベースとした高度技能人員 <b>50 万人</b> の養成  |
| 28. | 所得をもたらす労働への国民の就労の確保、社会保険制度の完全化                  | 若年層および障害者を含む就労可能人口の雇用の持続的かつ効率的な確保による、失業率の <b>7 %</b> までの引き下げ                                     |
|     |   | 妊娠・出産、一時的就労不能、法人（雇用主）清算時および清算法人における支払資金不足時における解雇に係る手当の支給、労働災害による保険金の <b>保証付社会保険制度</b> を介した支給の組織化 |
| 29. | 国の費用負担による国民の職業訓練、現代的機器・技術の活用に係る国民の職業スキルおよび技能の向上 | 国民 <b>200 万人</b> に対する職業・ビジネススキル・外国語の教育   |
|     |   | 職業教育センターの教員 <b>1,600 人</b> の、国際基準に基づく技能向上  |
|     |   | 職業教育における民間部門の割合を <b>30%</b> に引き上げる   |

#### 1.4. 国の青少年政策とスポーツ分野における改革

|     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 30. | 青少年に対する現代的職業および外国語教育システムの構築           | 青少年に対する現代的職業の雇用確保を目的とした、各地域1カ所ずつの「クリエイティブ・パーク」の創出、ならびに同パークへの青少年 <b>4万人</b> 以上の毎年の誘致                     |
|     |                                       | 学校を終えた者による少なくとも <b>2種の外国語</b> と <b>1種の職業</b> の習得  |
| 31. | 青少年の知的ポテンシャルの向上、その学術活動の促進             | 学術的・革新的活動、知的ゲーム、外国語学習への招き入れによる、青少年 <b>20億人</b> 以上の才能の開発   |
|     |                                       | 毎年 <b>500人</b> の才能ある青少年男女の、外国の名門大学への留学  |
| 32. | 青少年の社会的保護の強化、失業率の低減                   | 若者 <b>40万人</b> の就労の確保、当該の者らが抱える問題の解決  |
|     |                                       | 若者の失業率の、 <b>14%から11%</b> への低減   |
| 33. | 青少年の間におけるIT領域のさらなる普及、同領域におけるサービス輸出の拡大 | IT領域における若者 <b>30万人</b> の雇用の確保   |
|     |                                       | 生徒らに対する、 <b>国際的なIT市場</b> で需要のある <b>現代的職業</b> の教育  |
|     |                                       | プロジェクト「 <b>100万人のプログラマー</b> 」の拡大、ならびに <b>世界の一流企業の求めに応じたプログラム</b> に基づく、最も才能ある青少年男女毎年 <b>1万5,000人</b> の教育 |
| 34. | 体操・スポーツに取り組む青少年層の拡大                   | <b>大衆スポーツイベント</b> の企画による、青少年 <b>800万人</b> 以上の取り組みの拡大  |
|     |                                       | スポーツに従事する国民の割合の <b>36%</b> への引き上げ   |
|     |                                       | <b>5,000</b> 以上の地域共同体（マハッラ）における体操・大衆スポーツ用の運動場の建設  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 35.  | 専門的かつ恒常的にスポーツに取り組む青少年の割合の増強               | スポーツ教育機関で定期的に取り組む青少年の数の <b>100 万人</b> への引き上げ   |
|  |   | 青少年約 <b>13 万人</b> が定期的 <span style="font-size: small;">に</span> スポーツ <span style="font-size: small;">に</span> 取り組む <span style="font-size: small;">機会</span> の創出 |
| 36.  | ナショナルチームのための、高度技能を有しかつ成果を出せる選手の育成システムの完全化 | 2030 年にドーハ（カタール）で開催されるアジア競技大会団体戦におけるウズベキスタン選手の上位 <b>5 位</b> 入賞の達成  |
|  |   | 階級・称号を有する選手の数の <b>2 万 5,000 人</b> までの増強  |
|  |   | スポーツ分野における高等教育を有する職員の割合の <b>85%</b> への増強   |
|  |   | スポーツ分野の発展に係る学術研究・調査件数の <b>140 件</b> への引き上げ   |
| 37.  | オリンピック・パラリンピック活動の発展                       | オリンピック・パラリンピック競技会における上位 <b>15 カ国</b> への参入の達成   |
| <b>1.5. 精神的成長の確保および文化領域の新たな水準への引き上げに係る改革</b> |   |  |
| 38.  | 社会における持続的な社会・精神環境の確保                      | イデオロギー的影響に対する国家理念に基づく共闘、家族・学校・マハッラの協力の強化、およびこれを基盤とした精神教育の継続性の確保  |
|  |   | 学校を真の意味での <b>精神性・啓蒙・文化</b> の発現の場と <b>変容</b> させる目的における、双方向的教育手法の導入  |
|  |   | ウズベクの民の <b>国家的価値と精神的遺産</b> の維持、および幅広い普及と発展に係る新たなアプローチの導入   |
|  |   | 社会における <b>社会的・精神的環境の安定性の確保</b> へに向けたあらゆる基本的課題の学術的・社会学的研究によるカバー   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 39. | ウズベクおよび世界の文学の真珠の普及、社会における読書文化の発展、情報提供・図書館サービスの国民への提供 | 若手読書愛好家の数の <b>500 万人</b> への増強   |
|     |  | 毎年 <b>100 編</b> の優れた文学作品と、青少年向けの小説 <b>50 冊</b> の創出                    |
|     |  | ウズベク語による「ウズベク文学の宝庫から」 <b>全集</b> の刊行と、 <b>100 巻全集</b> 「世界児童文学の真珠」の刊行   |
|     |  | 約 4,000 万冊からなる図書資産のデジタル化  |
| 40. | 現代的な演劇とサーカス芸術、芸術的・思想的舞台作品の全包括的な発展                    | 劇場建造物 <b>40 棟</b> の修繕と設備整備  |
|     |  | 新劇場 <b>6 棟</b> の建設、国営劇場の毎年の動員数の <b>500 万人</b> への引き上げ                  |
|     |  | 人形劇場 <b>2 棟</b> の新設   |
|     |  | 現代的な演劇とサーカス芸術分野における <b>国際協力</b> の、新たな段階への移行                           |
| 41. | ウズベク民族芸術の普及による我が国の観光ポテンシャルの向上                        | マコム、バフシ、舞踊、舞台といった芸術分野における <b>10 以上</b> の国際フェスティバル、フォーラムの開催            |
|     |  | 外国の高度技能専門人員 <b>20 人以上</b> の、この領域における教鞭への招聘                            |
| 42. | 文化遺産の保全、学術調査、普及に係る事業のさらなる完全化                         | 芸術学研究所、ウズベク言語・文学・民俗学研究所の文書館に保存されている <b>3,000 超</b> の資料の、現代的フォーマットへの移行 |
|     |  | 類まれな無形文化遺産 <b>3 カ所</b> 以上の、ユネスコ世界遺産リストへの登録の達成                         |
|     |  | 無形文化遺産の <b>30</b> を超える要素の、深く掘り下げた学術調査                                 |
|     |  | 文化遺産 <b>158 点</b> の保全業務の遂行  |
|     |  | 毎年の美術館来訪者数の <b>500 万人</b> への引き上げ                                      |

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
|                                 |  | 美術館収蔵品 <b>250 万点</b> のデジタル化   |
| 43.                             | 文化施設の業務の発展と物資・技術基盤の強化、同領域の従業員への支援、造形美術・応用美術の各分野の発展 | 修繕を要する文化センターの、2024～2030年における建設修繕作業の遂行と設備整備（民間部門誘致）<br>子供向け音楽・芸術学校 <b>13 校</b> の整備、サークル数の <b>7,000 件</b> への増強<br>文化・レクリエーションパークにおける <b>64</b> の現代的夏季シアターと <b>24</b> のブックカフェの開催 |
|                                 |  | 高齢者および子連れの母親のための専用並木道 <b>18 本</b> の整備   |
|                                 |  | 国内総生産に占める創造的経済の割合を <b>5 %</b> 以上に引き上げるために必要な諸条件の構築  |
| 44.                             | 国の映画産業の発   | 世界 <b>10 大</b> インターネット・プラットフォームにおける国産映画の配信  |
|                                 |  | ドキュメンタリーシリーズ「偉大なる歴史」の2024～2030年における制作、および世界の <b>5 大</b> テレビチャンネルにおけるその放映  |
|                                 |  | 国民的英雄に関するアニメ映画・シリーズ <b>10 本</b> の制作   |
| <b>II. 持続可能な経済成長による国民の幸福の確保</b> |  |   |
| 45.                             | 2030年までにおける経済規模の倍増と上位中所得国への参入                      | GDPの <b>1,600 億ドル</b> への引き上げ、国民1人当たり所得の <b>4,000 ドル</b> への引き上げ  |
|                                 |  | マクロ経済の安定と経済成長に必要な水準におけるエネルギー・水・インフラ資源の確保  |
|                                 |  | 金融政策、財務政策、対外貿易政策の相互調整を目的とした構造改革の継続による、2030年までにおける年間インフレ率 <b>5～6 %</b> の確保、ならびに商品・サービス市場における競争環境の向上  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | <p>経済における変容と制度改革の一貫した継続、国内における<b>好適な投資環境・ビジネス環境</b>の確保、ならびに<b>均衡のとれた金融政策の実施</b></p>                       |
|     |   | <p>政府債務が GDP 比で <b>50%超</b>とならないようにするための、<b>中期的政府債務管理戦略</b>の実現</p>  |
|     |   | <p>固定資本への毎年の投資額の、平均 <b>7%</b>での成長の確保</p>  |
| 46. | <p>財務安定性の確保と、政府債務の効果的な管理</p>                            | <p>2024 年には <b>4%</b>以下、それ以降の年度には <b>3%</b>以下という連結<b>財政赤字</b>の額の確実な維持</p>                                 |
|     |   | <p>「<b>結果重視での予算編成</b>」という実践への移行</p>   |
|     |   | <p>「<b>シャドーエコノミー</b>」の縮小による、課税基盤の追加的拡大の機会の活用</p>  |
|     |   | <p><b>マーケティングおよびデジタル化</b>システムの効率向上と拡大による、税務管理システムの効率性のさらなる向上</p>  |
|     |   | <p>官民パートナーシップをベースとして実現されるプロジェクトの、<b>収益性</b>と国家予算への<b>負荷</b>を考慮したうえでの<b>分類</b>、ならびにプロジェクト分野別の管理システムの導入</p> |
| 47. | <p>地場産資源基盤の効率的な活用、<b>強</b>および先端技術に基盤を置く産業の<b>発展</b></p> | <p>工業技術製品の割合の、<b>25%から 32%へ</b>の引き上げ</p>  |
|     |   | <p>加工業における労働生産性の <b>2倍</b>への向上</p>  |
|     |   | <p>高収益製品の生産に必要な銅 (<b>3.5倍</b>へ)、金 (<b>1.5倍</b>へ)、銀 (<b>3倍</b>へ)、ウラン (<b>3倍</b>へ)の生産の増</p>                 |
|     |   | <p><b>鉱床埋蔵量評価</b>への、最新の国際基準の幅広い導入</p>   |
|     |   | <p>カラカルパクスタン共和国、ブハラ州、ナヴォイ州、タシケント州、フェルガナ州における<b>大規模化学ポリマー</b>クラスターの創設と、付加価値の高い完成品の生産への企業の関与</p>            |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | <p>自動車製造領域における競争環境の創出、および自動車生産台数の <b>100万台</b> への増強</p>   |
|     |  | <p>電気工学産業における銅加工規模の <b>30万t</b> への増強、および家電製品全般の生産現地化に対する投資 <b>15億ドル</b> の誘致</p>   |
|     |  | <p>「レディメイド・ビジネス」の形による企業家への建造物提供機構を盛り込んだ産業抵当制度の導入</p>  |
|     |  | <p>採鉱・冶金、化学、繊維、電気工学といった分野における<b>先端的技術者学校</b>の事業の確立、大企業における自社所有の<b>職業訓練センター</b>の組織化</p>  |
|     |  | <p>金属加工、機械製作、電子工学、輸送・物流、農業収穫高といった分野における<b>8つの学術・生産クラスター</b>の組織化</p>   |
|     |  | <p>電気工学、機械製作、繊維、化学部門、建材産業、金属加工、地質学、エネルギー供給、バイオテクノロジー、食品加工、輸送・物流といった分野における「<b>研究開発 (Research and Development)</b>」<b>センター</b>の創設</p> |
| 48. | <p>「推進力」となる産業部門の発展、および諸地域の産業ポテンシャルの全面的関与</p> | <p>産業における付加価値の <b>450億ドル</b> への引き上げ、ならびに高所得の雇用 <b>250万人分</b> の創出</p>  |
|     |  | <p>大企業による<b>輸入代替製品</b>の生産と域内企業との<b>協力関係の拡大</b>、産業協力体制を確立した企業への積極的なインセンティブの導入</p> <p>各地区における<b>現代的な技術・産業地帯</b>の創出</p>                |
|     |  | <p>国内 <b>6万 m<sup>2</sup></b> の地域における地質探鉱業務の遂行</p>  |
|     |  | <p>繊維産業における糸加工の水準の <b>100%</b> への引き上げ、高品質の亜麻布に対する需要の充足を目的とした<b>化繊・混紡繊維 40万t</b> の生産の確立</p>  |

|            |                                      |  |
|------------|--------------------------------------|--|
|            |                                      | <p>建材の生産規模の2倍への増強、および新たな種類の<b>省エネ材料</b>の生産拡大</p>   |
|            |                                      | <p>製薬部門における医薬品需要の<b>70%</b>の、国産メーカーによるカバー</p>  |
|            |                                      | <p>皮革・履物産業に対する<b>30以上</b>の外国一流ブランドの誘致による、付加価値の<b>5倍</b>への引き上げ</p>  |
|            |                                      | <p><b>家具製品</b>生産規模の<b>3倍</b>への増強</p>   |
| <p>49.</p> | <p>国内の投資誘致能力のさらなる向上、有価証券市場の迅速な発展</p> | <p>国内における投資<b>2,500億ドル</b>の実現、特に、外国投資<b>1,100億ドル</b>と官民パートナーシップの枠組みにおける投資<b>300億ドル</b>の誘致</p> <p>浮動株の規模の、<b>80億ドル</b>への引き上げ</p> <p>総額<b>1,500億ドル</b>相当の戦略的意義の高い技術プロジェクトおよびインフラプロジェクト<b>500件</b>以上の実現</p> <p>諸地域の<b>投資格付け</b>の実施、および各地域のキャパシティに立脚したうえでの、投資家にとっての<b>各地域の魅力</b>のさらなる向上</p> <p><b>投資信託</b>や<b>ベンチャー基金</b>の事業の確立による、証券投資規模の<b>2倍</b>への増強</p> <p><b>国が出資する企業40社</b>の株式の「<b>ハルク IPO</b>」への組み入れ、国民に対する<b>IPO</b>参加へのインセンティブ機構の導入</p> <p>外国の<b>名目預金保有者</b>および<b>受託信託銀行</b>による地元資本市場への参加のための<b>インフラ</b>の構築</p> <p>あらゆる経済区域における<b>必須インフラ</b>（道路、給排水、電力）への<b>継続的アクセス</b>の機会の構築</p> |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 50. | 銀行システム改革の加速、銀行サービス市場規模の拡大、および同領域における競争の発展 | 銀行・金融システムにおける年間融資額の <b>400 億ドル</b> への引き上げ、銀行預金額の <b>4 倍</b> への増額       |
|     |   | 銀行の民営化、政府所有下における <b>3～4 行</b> の保持、外国大手銀行 <b>4 行以上</b> の銀行市場への誘致        |
|     |   | <b>国際的に認められている最低限の基準および要件</b> の銀行への導入による、規範および監督基盤の完全化                 |
|     |   | 少なくとも <b>3 行以上</b> の商業銀行における <b>イスラム金融の基準・手続き</b> の導入、イスラム金融の法的基盤の構築   |
|     |   | 裁判所への提訴に基づき貸付に対し定められた <b>金利・罰金の計上停止機構</b> の導入                          |
| 51. | グリーン経済への移行、およびこれを基盤とした再生可能エネルギー利用指標の大幅な向上 | 再生可能エネルギーの <b>2 万 5,000MW</b> への引き上げ、ならびに総消費量に占める割合の <b>40%</b> への引き上げ |
|     |   | 産業における「 <b>グリーン証書</b> 」市場の発展、「 <b>エコラベル</b> 」の実践の導入                    |
|     |   | 出力 <b>3 GW</b> の <b>火力発電所 3 カ所</b> の近代化による天然ガス消費量の削減                   |
|     |   | 集合住宅の居室における <b>エネルギー効率評価（エネルギー監査）</b> システムの導入                          |
|     |   | 都市公共交通の、 <b>エコフレンドリーな燃料</b> への全面的な移行                                   |
|     |   | 気候変動領域におけるあらゆる <b>温室効果ガス</b> をカバーするモニタリングシステム（ <b>MRV</b> ）の構築         |
|     |   | <b>GDP 単位当たりの温室効果ガスの 30%削減（2010 年比）</b>                                |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 52. | 経済諸部門および国民に対するエネルギー資源の絶え間ない供給                   | 経済諸部門および国民のニーズに対する電力供給規模の 1,200 億 kW への引き上げ                        |
|     |   | 天然ガス採掘規模の <b>620 億 m<sup>3</sup></b> への増強                          |
|     |   | 経済諸部門のエネルギー効率の <b>2 倍</b> への向上                                     |
|     |   | エネルギー資源市場の調整を行う <b>独立系規制機関</b> の創設、 <b>電力の買付、販売、供給機能</b> の分割       |
|     |   | 電力および天然ガスの分配、発電、消費者への供給に係るインフラの近代化                                 |
|     |   | <b>炭化水素原料埋蔵量</b> の増強を目的とした地質探鉱業務への外国投資家の誘致                         |
|     |   | <b>あらゆる種類のエネルギー資源の算定方法</b> の完全なデジタル化                               |
|     |   | ウズベキスタンのエネルギー供給システムと <b>近隣諸国のエネルギー供給システム</b> との安定した業務の達成           |
| 53. | 世界的輸送・物流網へのウズベキスタン共和国の統合の高度化、国内輸送システムのポテンシャルの向上 | 国内を通過するトランジット貨物輸送規模の <b>1,600 万 t</b> への増強                         |
|     |   | 鉄道による北方への貨物輸送期間の <b>40%</b> 短縮                                     |
|     |   | 旅客輸送・貨物輸送サービス規模の <b>3 倍</b> への増強                                   |
|     |   | 電化鉄道の割合の <b>65%</b> への引き上げ   |
|     |   | 航空便の <b>4 倍</b> への増便   |
|     |   | 道路 <b>5 万 6,000km</b> の建設および修繕                                     |
|     |   | 鉄道・航空輸送による旅客輸送・貨物輸送サービスの料金設定にあたっての市場原則への移行、ならびに同領域への民間・外国オペレーターの誘致 |

|     |                     |  |
|-----|---------------------|--|
|     |                     | 地域拠点から農村居住地に至る総延長 <b>5,500km</b> のセメント・コンクリート舗装道路の建設   |
|     |                     | 官民パートナーシップをベースとした「タシケント～サマルカンド」、「タシケント～フェルガナ溪谷」ルートによる <b>新たな自動車道</b> の建設                         |
|     |                     | 都市および地区の公共交通による全面的なカバー、新規車両台数の増強（バス <b>5,000</b> 台、電気バス <b>2,000</b> 台へ）                         |
|     |                     | 「タシケント～サマルカンド」、「サマルカンド～ナヴォイ～ブハラ」方面の高速鉄道の新設、高速鉄道の旅客輸送規模の <b>2.5 倍</b> への増強                        |
|     |                     | 収益性の低い地域空港の、官民パートナーシップをベースとした近代化、およびこれらの信託管理への移行   |
|     |                     | 官民パートナーシップをベースとしたものをはじめとする国内主要空港 <b>6カ所</b> の近代化、民間航空会社数の <b>10社</b> への増強                        |
|     |                     | すべての空港における、戦略的パートナーとの「オープンスカイ」体制の導入、国内保有機体数の <b>100機</b> への増強                                    |
| 54. | 農業における収穫高と収益性の迅速な拡大 | 1 ha 当たりの平均所得の <b>5,000</b> ドルへの引き上げ   |
|     |                     | 農業領域における輸出高の年間 <b>100億</b> ドルへの引き上げ  |
|     |                     | 農業部門への総額 <b>150億</b> ドルの投資の誘致  |
|     |                     | 収穫高の引き上げ（綿花： <b>45～50</b> ツェントネルへ、穀物： <b>80～85</b> ツェントネルへ）                                      |
|     |                     | 節水技術による土地面積 <b>30万 ha</b> の追加耕作、ならびに当該の土地における飼料用・薬品用・採油用・豆採取用作物、コメ、小麦、野菜、スイカ類の作付け、集約農園およびブドウ園の創出 |
|     |                     | 野菜、スイカ類、ジャガイモの地場産種子確保率の <b>50%</b> への引き上げ  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | <p>農産物加工指標の、<b>25%以上の水準</b>の確保</p>  |
|     |   | <p>処理能力 <b>250 万 t</b>にのぼる新たな農業物流拠点 <b>100 カ所</b>の国内における事業の組織化、およびこれらの輸出ポテンシャルの <b>10 億ドル</b>への引き上げ</p> |
|     |   | <p>土地関係改革の枠組みにおける<b>土地賃借権の抵当設定機構</b>の導入</p>   |
|     |   | <p><b>種苗育成所登録簿</b>の運用、<b>種苗認証</b>制度の導入</p>  |
|     |   | <p>農業部門における学術・イノベーションおよび新たなアプローチの導入支援、ならびに現代的<b>農業施策</b>の実現を目的としたセンターの、各地区における組織化</p>                   |
|     |   | <p>デフカン農場、フェルメル農場、およびクラスターに対する、「Walking distance」原則をベースとした統一プラットフォーム「<b>農業助成</b>」経路によるあらゆる助成金の提供</p>    |
|     |   | <p>農産物・家畜保健制度の改革、個別の保険基金の設立および当該基金への <b>1 億ドル</b>の誘致、デフカン農場、フェルメル農場への保険金の <b>50%助成</b>システムの導入</p>       |
|     |   | <p>畜産領域における<b>飼料基盤</b>の強化、牧草地の効率的な利用の確保</p>   |
|     |   | <p>養蚕領域における<b>クラスターシステムを基盤</b>とした桑畑 <b>10 万 5,000ha</b> の新設、および <b>100 万人超</b>の雇用の新規創出</p>              |
| 55. | <p>国民経済の輸出ポテンシャルの強化、および国民経済の構造における高付加価値製品が占める割合の大幅な増強</p> | <p>輸出高の <b>2 倍 (450 億ドル)</b> への引き上げ、輸出企業数の <b>6,500 社</b>から <b>1 万 5,000 社</b>への増強</p>                  |
|     |   | <p>輸出に占める完成品および半製品の割合の <b>3.3 倍</b>への引き上げ、<b>GSP+</b>および<b>その他の制度</b>の枠組みにおける欧州諸国への完成品および技術製品の輸出の拡大</p> |
|     |   | <p>国際基準を取り入れる企業数の <b>10 倍 (5,000 社)</b> への増強</p>  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | 世界 <b>50</b> の一流ブランドとの協力による <b>特別経済区</b> の創設  |
| 56. | 専売領域の市場原則への一貫した移行、経済における民間部門の割合の向上、自由な企業活動に最も適した環境の構築 | <p data-bbox="710 177 2148 323">「新しいウズベキスタン競争力のある製品の国」構想に基づき国産ブランドを外国市場に展開する輸出業者への全面的支援</p> <p data-bbox="710 323 2148 427">経済に占める非国営部門の割合の <b>85%</b>への引き上げ、国が出資する企業数 <b>2,300 社</b>の <b>6 分の 1</b> への縮小</p> <p data-bbox="710 427 2148 619">国内における<b>国の専売 17 種</b>の廃止、当該領域への民間部門の幅広い誘致、ただし、<b>幹線エネルギー供給・輸送網</b>および<b>国の行政と安全保障</b>にかかわる領域の国による運営の保持</p> <p data-bbox="710 619 2148 722"><b>鉄道輸送、自動車道の建設と管理、ガスおよび電力の供給</b>に係るサービスの民間部門への移管</p> <p data-bbox="710 722 2148 866"><b>灌漑、廃棄物処理、公的施設におけるエネルギー・熱供給システム管理</b>といった国による専売領域における民間とのパートナーシップ機構の幅広い導入</p> <p data-bbox="710 866 2148 1058"><b>戦略的鉱物資源</b>鉱床の国内企業活動主体への付与という実践の拡大、<b>金、銀、非鉄金属、タングステン、石炭、非金属鉱物の採掘</b>を目的とした<b>鉱床</b>に付与される許可の件数の <b>4 倍</b>への増強</p> <p data-bbox="710 1058 2148 1161">税制の安定性確保を目的とした、企業に対する付加価値税および<b>利潤税</b>の税率 3 年間据え置き<b>の確約</b></p> <p data-bbox="710 1161 2148 1313"><b>完全なデジタル化、税制の簡素化</b>、すべての企業家に対する平等な機会の創出、違法事業よりも正規ビジネスが好ましく、かつ収益性の高いものとするためにあらゆる必須条件の確保</p> <p data-bbox="710 1313 2148 1450">中小企業の<b>国際市場</b>への進出の機会の拡充、<b>マイクロクレジット</b>の発展、<b>イノベーション</b>および<b>スタートアップ</b>の支援、ならびに大企業との協業発展のための新たな制度の実務への導入</p> |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
|                                       | <p>家族経営を基盤とした雇用の確保における単純な「手仕事」から工業生産の段階への移行、設備買付けを目的とした特惠融資額の<b>1億スム</b>への増額</p>  |
|                                       | <p>サービス提供時間の短縮（平均3時間）、およびオンライン・ポータルを介した「ワンストップ窓口」原則に基づくあらゆるサービスの企業活動主体への提供</p>  |
| <p>57. デジタル技術の発達による地域 IT ハブへの国の変容</p> | <p>すべての居住地域のインターネットによるカバー、およびインターネットの速度の<b>10倍</b>への高速化、国際インターネット網への接続速度の<b>5,000GB/s</b>への高速化、光ファイバー通信回線とブロードバンドデータ受信ネットワークによるカバー率の<b>100%</b>への引き上げ</p> |
|                                       | <p>IT サービスとソフトウェア製品の輸出高の<b>50億ドル</b>への引き上げ</p>  |
|                                       | <p>国連電子政府ランキング上位<b>30カ国</b>への参入</p>   |
|                                       | <p>IT パークのレジデント数の<b>10倍</b>への増強、当該の者によるサービス提供規模が GDP に占める割合の<b>2.2%</b>への引き上げ、当該の者が創出する雇用の<b>10万人分</b>への引き上げ</p>  |
|                                       | <p>IT パーク内における外国企業向け国際デジタル技術センターの創設による、外国企業代表部（オフィス）数の<b>1,000カ所</b>への引き上げ</p>  |
|                                       | <p>IT パーク加速（発展）プログラムによるスタートアッププロジェクト支援を介した、国内市場の<b>10億ドル</b>規模での資本化を目的とした初のスタートアップ（Unicorn）プロジェクトの策定</p>  |
|                                       | <p>「デジタル政府」プロジェクトの一環としての優先プロジェクト<b>300件</b>の始動、第5世代通信によるタシケント市、カラカルパクスタン共和国、州中心部のカバー</p>  |
|                                       | <p>国際的意義を有する自動車道への<b>モバイルインターネット</b>の全面的提供</p>  |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 58. | ウズベキスタンにおける国内外の観光発展のための幅広い条件の構築による観光客数の増加 | 外国人観光客 <b>1,500 万人</b> へ、国内観光客 <b>2,500 万人</b> へ、巡礼観光客 <b>300 万人</b> への増強   |
|     |   | 国内における <b>30 の大規模観光クラスター</b> の創出、宿泊施設の少なくとも <b>2 倍</b> への増強、山岳地域における <b>25</b> のロープウェイの建設、観光マハッラ数の <b>175 カ所</b> への増強 |
|     |   | 観光サービス輸出の年間 <b>50 億ドル</b> への引き上げ、医療・教育観光の輸出の年間 <b>15 億ドル</b> への引き上げ   |
|     |   | 外国人観光客が国内で購入・手続する商品に対する、すべての国際空港における「免税」制度の導入   |
|     |   | 国家プログラム「古代史の真珠」の立案とその枠組みにおける文化遺産の修復、記念碑敷地内における「野外博物館」の創設  |
|     |   | 全国規模における都市間バスルートを担当する会社の創設のさらなる促進   |
|     |   | 合計 <b>1,000 カ所</b> を超える充電ステーション、飲食・休息スポット、商業・サービススポットの創出  |
| 59. | 諸地域におけるサービス領域の迅速な発展                       | 諸地域のサービス部門及びサービス内容の発展による、サービス提供規模の <b>3 倍</b> への拡充  |
|     |   | 中・大都市および人口 <b>30 万人</b> 以上の地区における現代的市場サービス、IT サービス、教育・医療・法務サービス、芸術・観光・宿泊・外食・輸送領域におけるサービスの発展                           |
|     |   | 都市建設プロジェクトに基づき、必須インフラを備えた交通量の多い道路沿いの空き地 <b>23 万 3,000 区画</b> を競売にかけることによる、商業・生活・公園・娯楽サービスの開発                          |
|     |   | 中・大都市中心部におけるサービス提供に特化した中央通りの整備による、商業・サービス施設 <b>3 万 6,000 カ所</b> の創設   |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | <p>「新しいウズベキスタン」地帯周辺および国際自動車道沿線における<b>商業・サービス施設 6,000カ所</b>の建設</p>   |
| 60. | <p>諸地域の複合的発展、都市化戦略の実現、手頃な住居の国民への供給水準の向上</p> | <p>一流の設計事業者の誘致の上、あらゆる安全要件を満たす<b>現代的かつ快適な複合施設</b>への<b>野外市場</b>の変容</p> <p><b>51%から 60%への都市化水準</b>の引き上げ策の採択、サマルカンド市およびナマンガン市の「<b>100万人都市</b>」への変容、人口<b>30万人</b>以上の都市および地区の数の<b>28カ所</b>への増強、すべての居住地点の基本計画の策定</p> <p>諸地域における<b>100万室</b>の住居の建設、「新しいウズベキスタン」地帯の数の<b>100カ所</b>への増強、<b>20万</b>世帯分の住居の追加建設、少なくとも<b>14万世帯</b>以上の公共住宅の国内における建設</p> <p>地区（都市）の基本計画およびマスター計画の、簡易手順により、かつ<b>国民および企業家の提案をふまえたうえでの、3カテゴリー</b>（リノベーション、再建、保存）への分類</p> <p>耐用年数が経過した地帯や老朽化した住宅の更新を目的とした、一般市民の幅広い見解に基づく<b>リノベーションプログラム</b>の策定、ならびに人口過密エリアにおける「<b>等身大の発展</b>」原則に基づいた高層住宅の建設</p> <p>地域の<b>長期的な社会・経済的および人口動態的発展</b>を考慮したうえでの、地元における<b>MEPシステム・社会インフラ</b>建設の遂行</p> <p><b>建造物・営造物建設安全基準</b>に基づいた、先進諸国の新基準の導入</p> <p>建設時の<b>据付業務の評価・点検・受入れシステム</b>への、民間部門の幅広い誘致</p> <p>建築における<b>中堅専門人員養成</b>システムの見直し、年間<b>2万人</b>の専門職工長の養成</p> |

|                         |                            |   |
|-------------------------|----------------------------|---|
|                         |                            | 集合住宅およびその他の共同所有不動産物件の建設を <b>規制する法的基盤</b> の形成  |
| 61.                     | インフラプロジェクトへの持続的かつ長期的資金源の確保 | 国際金融機関との協力による、ウズベキスタンにおける <b>官民パートナーシッププロジェクト開発基金</b> の創設   |
|                         |                            | 「 <b>インフラボンド</b> 」発行実績の確立   |
|                         |                            | あらゆる居住地点へのクリーンな飲用水および排水サービスの提供を保証する <b>金融機構</b> の導入   |
|                         |                            | 給水企業の試験所における、飲用水の品質モニタリングを目的とした <b>現代的実験設備・試薬</b> の装備   |
|                         |                            | 中央制御型排水システムを持たない遠隔地域における <b>地元の浄水施設建設</b> の確保   |
| <b>III. 水資源の節約、環境保全</b> |                            |   |
| <b>3.1. 水資源の節約に係る改革</b> |                            |   |
| 62.                     | 国内における合理的な水利用文化と水消費効率の向上   | 水利用効率の <b>25%</b> の向上、農作物への散水時における <b>節水技術</b> を備えた土地面積の <b>200万 ha</b> への拡大、うち、 <b>点滴灌漑技術</b> を備えた面積の <b>60万 ha</b> への拡大 |
|                         |                            | コンクリート製・暗渠散水網（閉鎖配管型散水システム）への土灌漑システムの移行へと向けた <b>7カ年プログラム</b> の一環としての、灌漑システムと散水網の <b>効率指標の0.73</b> への引き上げ                   |
|                         |                            | 国内の <b>長期的水資源収支</b> の策定、およびその <b>恒常的モニタリング</b> 確立システムの導入  |
|                         |                            | 水の処理・給水・分配システムへの <b>民間部門</b> の誘致。田畑への給水施設の <b>企業家</b> （フェルメル農場、クラスター）管理下への移管  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | <p>水資源の統一管理、越境水資源の相互利用および<b>政府間水利施設</b>といった問題における<b>近隣諸国</b>との積極的かつ互恵的な二国間協力の継続</p>                                      |
|     |   | <p><b>国内</b>の節水機器製造企業の<b>年間生産能力</b>の <b>30 万 ha</b> への引き上げ</p>   |
|     |   | <p>すべての飲用水消費者におけるメーター設置の確保</p>   |
|     |   | <p>飲用水の品質、飲用水供給水準、給排水企業の効率性に係る指標の導入</p>  |
| 63. | <p>農業部門における合理的な水利用の確保</p>                       | <p>土水路である幹線水路のコンクリート被覆率の <b>1 万 8,700km (66%)</b> への引き上げ、同じく土水路である経営主体間水路のコンクリート被覆率の <b>1 万 3,100km (46%)</b> への引き上げ</p> |
|     |   | <p>土地改良施設の建設と再建による、灌漑用地における塩化面積の <b>170 万 ha</b> への縮小</p>  |
|     |   | <p>灌漑システムの近代化、コンクリート被覆水路の割合の <b>1 万 3,200km (46%)</b> への引き上げ</p>   |
|     |   | <p>塩分含有率が中度から高度の灌漑用地の <b>43 万 ha</b> への縮小、地下水時の状態に問題を抱える土地面積の <b>77 万 3,400ha</b> への縮小</p>                               |
| 64. | <p>灌漑・節水技術の発展、管理領域への民間部門・官民パートナーシップ機構の幅広い導入</p> | <p><b>自動管理システム</b>を導入した大規模水利施設の <b>100 カ所</b>以上の導入</p>   |
|     |   | <p>トゥヤムイン貯水池の容量 <b>10 億 m<sup>3</sup></b>のさらなる増強、<b>12 億 ha</b> への給水の向上、飲用水備蓄の形成</p>                                     |
|     |   | <p><b>民間部門</b>の誘致、<b>官民パートナーシップ機構</b>の幅広い導入による、灌漑領域に対する<b>民間投資</b>の拡大</p>  |

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| 65.                   | 「グリーンエネルギー」技術の幅広い導入の枠組みにおけるポンプステーションによる電力消費の低減 | ポンプステーションにおける老朽化したポンプ <b>1,069 基</b> 、電動機 <b>1,079 基</b> の省エネモデルへの交換               |
|                       |  | 省エネユニットの設置、ポンプステーションの近代化、その年間電力消費量の <b>30%</b> 削減                                  |
|                       |  | 電力およびその他の資源を節約する <b>現代的技術の幅広い導入</b> による、ポンプステーションの代替エネルギーへの移行                      |
| <b>3.2. 環境保全に係る改革</b> |  |  |
| 66.                   | 国内の生態学的状況の抜本的な改善、人々の生活に影響を及ぼす環境問題の除去           | 既存の高効率 <b>粉塵・ガス浄化設備</b> と <b>地域浄水施設</b> の設置および近代化、 <b>14</b> の地域におけるエコクリーンな地域体制の導入 |
|                       |  | 都市の基本計画策定時における域内 <b>30%</b> 以上の緑地の確保、住宅建造物建設時における人口に <b>比例した「緑地」</b> の割合の確保        |
|                       |  | 環境に影響を及ぼす <b>リスクが高い（第Ⅰカテゴリー）</b> 施設の <b>汚染源からの自動サンプリングシステム</b> の導入                 |
|                       |  | <b>環境汚染度評価機構</b> の完全化、 <b>環境監視・汚染度予測システム</b> の開発                                   |
|                       |  | 迷子動物の <b>識別・ワクチン接種</b> システムの導入、迷子動物保護のための飼育舎 <b>14カ所</b> の事業の組織化                   |
|                       |  | 工業排水のレベルと水質に関するデータの、公式ウェブサイトおよびマスメディアにおける一般公表の恒常的な実践の導入                            |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 67. | 生態学的状況の安定化を目的とした「ヤシル・マコン（緑地）」プロジェクトの拡大           | 毎年 <b>2億本</b> の苗木の植樹、国内緑化レベルの <b>30%</b> への引き上げ、植樹した樹木1本1本の手入れ・灌漑システムの構築                        |
|     |  | 大規模工業企業 <b>112社</b> の自社敷地内および隣接地域における苗木 <b>3,000万本</b> による「グリーンベルト」形成を含む緑地公園 <b>1,984カ所</b> の構築 |
|     |  | すべての国家機関、企業、教育機関の敷地内における「 <b>緑地公園</b> 」の整備  |
|     |  | タシケント市における <b>緑地面積の5倍</b> への拡大、同面積の <b>5,000ha</b> への引き上げ                                       |
|     |  | 全国プロジェクト「ヤシル・マコン（緑地）」のイニシアティブに則った、国内 <b>10</b> の地域における <b>空中生物学的モニタリングシステム</b> の組織化             |
|     |  | 都市および地区中心部における人口 <b>5万～10万人</b> ごとに対する <b>公共公園</b> の創設  |
| 68. | 森林面積の拡大  | 浸食からの土地の保護、および降砂からの土地改良施設の保護を目的とした、保護森林植生 <b>2万6,200ha</b> の創出                                  |
|     |  | 国内における森林植生面積の <b>610万ha</b> への拡大、樹木・灌木種子収穫量の <b>840t</b> への増強                                   |
|     |  | <b>山岳地域および山麓地域</b> における森林資源プランテーションの構築、草原地帯における植物の増加、各地域における <b>保護森林植生</b> の創出                  |
|     |  | 森林経営エリアおよび国立自然公園、山岳・草原地域、水域保護区における <b>エコツーリズム、山岳ツーリズム、狩猟・サファリツーリズム</b> の発展                      |
| 69. | アラル海沿岸地域における生態学的状況の安定化、アラル海の枯渇により生じた環境問題の負の影響の低減 | アラル海沿岸地域における森林植樹面積の <b>230万ha</b> への拡大  |
|     |  | 干上がったアラル海海底における緑地 <b>60万ha</b> の追加的創出、その総面積の <b>260万ha（域内80%）</b> への増強                          |

|     |                    |  |
|-----|--------------------|--|
|     |                    | <p>生物学多様性の保持、気候変動・土壌侵食の防止を目的としたプログラムに基づいた、緑の気候基金および地球環境基金の総額 30 億ドル相当のプロジェクトの実現</p> <p>国際パートナーとの協力のもとにおける「アラル海下流域における土壌品質低下地域の土地状況の改善」プロジェクトの実現</p>  |
| 70. | 気候変動の負の影響の予防       | <p>森林植樹面積、すなわち砂漠化、干ばつ、砂塵・砂嵐、気温上昇対策としての保護森林植生面積 <b>60 万 ha</b> の創出</p> <p>危険な水文気象学的現象に関する早期警報水準の <b>100%</b>への引き上げ、溪流の流量予測に対する信頼度の <b>98%</b>への引き上げ</p> <p>農作物の作付けや収穫高の伸びに関する農業気象予測に対する信頼度の <b>96%</b>への引き上げ</p> <p>鉱物資源採掘による土壌品質低下地域 <b>6,075ha</b> の再肥沃化</p> <p>渇水や干ばつに強い農産物、果実、ブドウであって、かつ、各地域の気候に適合した<b>高収量品種</b>の開発、収穫高の <b>30~35%</b>の向上</p> |
| 71. | 生物学的多様性の持続可能な保全の確保 | <p>自然保護区の <b>12%</b>までの拡大、自然牧草地および干草用牧草地 <b>200 万 ha</b> における毎年の生物学的植生検査の実施</p> <p>薬用植物・食用植物の栽培・育成のための作物プランテーション <b>2 万 5,000ha</b> の毎年の創出</p> <p>動物界および植物界の<b>違法利用に対する監視</b>の強化、エコロジー文化の向上、生物学的多様性に関する国民の<b>認知度</b>の向上</p>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | タシケント、テルメズ、フェルガナ国立動物園における保護野生動物の一時的飼育・治療・ケアを目的としたリハビリセンターの設置  |
| 72.  | 固形一般廃棄物の収集・搬出サービスの品質の向上                               | 固形一般廃棄物の収集・搬出サービスによるカバー率の <b>100%</b> への引き上げ、廃棄物加工レベルの <b>65%</b> への引き上げ  |
|  |   | 廃棄物焼却率の <b>35%</b> への移行、一般廃棄物収容場の <b>50%以上</b> の削減  |
|  |   | 「ゼロ廃棄物」システムの一環としての、一般廃棄物の都市からの搬出、加工、および廃棄物を材料としたエコフレンドリーなエネルギーおよびその他の製品の生産プロセスを網羅するクラスターシステムの導入                   |
| 73.  | 大気汚染の防止、その自然組成の保持に係る断固たる措置の採択                         | 大気中に放出される汚染物質の <b>10.5%</b> 削減  |
|  |   | 経済活動主体における環境への影響度が <b>第 I カテゴリー</b> および <b>第 II カテゴリー</b> に属する汚染源技術の全面的な近代化、 <b>249</b> の工業企業における局地的州廃水施設の建設および再建 |
| <b>IV. 法の支配の確保、国民への奉仕を志向する国家管理の組織化</b>         |   |   |
| <b>4.1. 国民への奉仕を志向する国家管理の組織化に係る改革、および行政の完全化</b> |   |   |
| 74.  | 国民の福祉と諸地域における日常的な問題の解決の確保における社会と国家機関との「架け橋」への、マハッラの変容 | 住民投票にしたがい、マハッラの資金をマハッラのインフラプロジェクトに振り向けるという実践の導入、マハッラにおける諸問題の解決に割り当てる資金額の、 <b>3倍以上</b> への増額                        |
|  |   | 国民のイニシアティブによるインフラ改善に割り当てる資金額の、 <b>24兆スム</b> への増額  |
|  |   | 「Walking distance」原則をベースとした、マハッラにおける <b>100種以上</b> の国家サービス提供の組織化  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  | マハツラにおける国民対応業務プロセスの <b>100%のデジタル化</b> 、各マハツラにおける「電子サービス拠点」の関与                                |
| 75. | 各地の国家権力代表機関の、国民の真の声への変容  | ホキムによる地方ケンガシの <b>主導</b> という実務の全面的廃止、ケンガシ議長の <b>法的地位</b> 、主たる <b>任務および機能、責任範囲</b> の具体的な定義     |
|     |  | 地方ケンガシの業務に <b>一般社会が参加</b> するために必要な諸条件の構築、 <b>市民社会機関</b> の幅広い誘致、これらの活動の <b>段階的なデジタル化</b>      |
|     |  | 地方ケンガシの <b>300 以上の機能</b> の見直し、ケンガシの権限に含まれない機能の廃止   |
|     |  | 地方ケンガシの業務に関わる <b>500 以上の法令</b> の体系化  |
| 76. | 地方における国家権力執行機関の変容、「国民の利益への奉仕」原則に基づいた地方行政の確立                        | 州および地区（都市）のホキミヤトの <b>任務と機能</b> の明確な境界設定  |
|     |  | 地方における執行権力機関の機能の <b>法的基盤</b> の、 <b>民主主義原則</b> に基づく構築、これらの者の <b>任期満了前解任</b> に係る法的基盤の構築        |
|     |  | 地方執行権力機関の <b>人員構成および構造の決定</b> におけるホキミヤトの役割の向上、地方における <b>任務（機能）</b> の遂行に係る「 <b>権限リスト</b> 」の作成 |
|     |  | ホキミヤトと省庁下部組織とで <b>重複する 70 種以上の機能</b> の最適化  |
|     |  | ホキミヤトに委ねられた <b>500 以上の任務</b> のうち、それらの活動に特有のものではない <b>任務の廃止</b>                               |
|     |  | ホキミヤトの業務に関わる <b>500 以上の法令</b> の体系化   |
| 77. | 国家サービスのデジタル化規模の拡大による国民のための「サービス国家」システムの導入、国民と国家との関係における官僚主義的手続きの撤廃 | 電子形式で提供される国家サービスの割合の <b>100%</b> への引き上げ  |
|     |  | 双方向国家サービス統一ポータルを介してのみ提供されるサービスの割合の、 <b>50%</b> への引き上げ  |

|     |                                  |  |
|-----|----------------------------------|--|
|     |                                  | 複合的および積極的な方法で提供される国家サービスの、 <b>40種</b> 以上への拡大                                       |
|     |                                  | <b>300種</b> 以上の国家サービスの民間部門への移管   |
|     |                                  | 許認可書類の少なくとも <b>20%</b> の削減、 <b>50%</b> の簡素化  |
|     |                                  | <b>300種</b> 前後の国家サービス提供手続きの簡素化   |
|     |                                  | 「3ステップ」「ユーザー適応」「オールインワン・モバイルアプリ」の原則に基づいた、国家サービスのデジタル化                              |
|     |                                  | 国家サービスの <b>40%</b> の民間部門への移管、国民の個人的関与度合いの <b>2分の1</b> への縮小                         |
|     |                                  | 「電子政府」システムから「デジタル政府」システムという新たなステップへの移行、あらゆる書類・関係のデジタルフォーマットへの移行の確保                 |
|     |                                  | 国家サービス利用申請時における国民による申請書の作成、各種書類への記入といった余計な形式的手続きの廃止、ならびに電子データベースからの官庁自らによる必須データの取得 |
| 78. | 「国民に奉仕する国家」の原則に基づく、国家管理機関の業務の組織化 | 保健、建設、輸送、教育といった分野における民間部門の割合の <b>3倍以上</b> への増強                                     |
|     |                                  | 国家管理下にある機能 <b>5,000種</b> 前後の遂行プロセスの、 <b>100%</b> のデジタル化                            |
|     |                                  | 義務的要件に係る統一電子リストに含まれている必須要件の、最低でも <b>20%</b> の削減                                    |
|     |                                  | 国家管理の <b>脱中央集権化</b> 政策の一環としての、共和国執行権力機関の任務・課題の <b>30%</b> 以上の、地方執行権力機関への移管         |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | <p>国家機関首脳部が率いる官庁またはシステムが犯した重大な過誤や不備に対する<b>政治責任制度の導入</b></p>                              |
|     |   | <p>国の監督機能の、<b>国民の生活、健康、安全の確保のみ</b>への方向付け</p>   |
| 79. | <p>「新しいウズベキスタン」の建設におけるオリー・マジリスの両院、および政党の役割のさらなる向上</p> | <p><b>決定の採択と公布のプロセスの100%のデジタル化</b>をはじめとする、議会およびその機関の業務のデジタルトランスフォーメーション</p>              |
|     |   | <p>有権者との電子コミュニケーションの<b>機会の確保</b>、議会質問の電子形式による送付と管理</p>                                   |
|     |   | <p>立法案の上申・審議手続きの導入</p>   |
|     |   | <p>国の民主主義改革と近代化の高度化プロセスにおける政党の役割のさらなる向上を目的とした、代表機関への選挙における<b>混合（多数決・比例代表）</b>選挙制度の導入</p> |
| 80. | <p>規範制定業務と改革の調和の確保、国の法的政策の制度基盤の発展</p>                 | <p>法令の最適化による規制面での負担の<b>30%以上の削減</b></p>  |
|     |   | <p><b>直接的効果を有する法律</b>の採択実務の拡大、この種の法律の割合の<b>60%以上</b>への引き上げ</p>                           |
|     |   | <p>法規文書の履行に対する効率的なモニタリングによるカバー率の<b>100%</b>への引き上げ</p>                                    |
|     |   | <p>法規文書案の<b>規制効果の評価規模</b>の、最低限<b>2倍</b>への増強</p>  |
|     |   | <p><b>法制度の競争能力の向上</b>、国民や企業活動主体にとって快適な、<b>簡素化されたコンパクトな法制度</b>の構築</p>                     |
|     |   | <p>採択に<b>具体的な制限</b>を設けることによる、<b>官庁の法規文書</b>の数の大幅な削減</p>                                  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 81. | 実力主義、誠実性、プロフェッショナルリズムに基づく国家公務の組織化                  | 人事を扱う部署 <b>2,000 カ</b> 以上の業務の完全なデジタル化  |
|     |  | 継続的な技能向上システムによる国家公務員のカバー率の <b>100%</b> への引き上げ  |
|     |  | 法「国家公務について」に定めのある <b>国家公務制度の完全な関与の枠組み</b> における、 <b>国家公務制度による 70 カ</b> 以上の国家機関のカバーの確保 |
|     |  | 国家人材プールの上級職志願者数の、 <b>1,000 人</b> 以上への引き上げ  |
|     |  | <b>世論に基づく</b> 国家機関上級職およびその代理職の業務評価実務の確立  |
| 82. | 国民との対話のさらなる拡大による、国民の問題の特定・解決システムの効率の向上             | 国家機関・組織における紙媒体での申請登録実務の廃止  |
|     |  | すべての国家機関・組織、およびその地方下部組織への、モバイルアプリによるものを含む電子形式による申請の機会の構築                             |
|     |  | 地方レベルにおける申請の充足率の、 <b>80% 以上</b> の確保  |
|     |  | 再申請率の割合の、 <b>2 分の 1</b> への縮小   |
|     |  | マハッラにおける地域の社会・経済的問題を <b>解決する住民システム</b> の構築   |
|     |  | 共和国執行権力機関のレセプションにおけるリモートビデオ形式による職員 <b>参加体制</b> の、 <b>100%</b> への引き上げ                 |
| 83. | 自由な市民社会およびマスメディア活動のさらなる発展、市民社会の発展に係るハブへのウズベキスタンの変容 | マスメディアの <b>権利保護体制の完全化</b> 、マスメディアの職業活動妨害に対する <b>責任の強化</b>                            |
|     |  | 情報公開政策の一貫した継続、 <b>情報の取得、利用、拡散</b> に係る市民の権利行使の保証                                      |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 社会的パートナーシップにおいて実現されるプロジェクト数の <b>3倍以上</b> への増強               |
|  |  | 国家プログラムに参加する非国営非営利組織の数の、 <b>80以上</b> への増強                   |
| <b>4.2. 法の支配の確保に係る改革、および司法・法制度における改革</b> |  |   |
| 84.                                      | 憲法および法の支配の確保、ならびに人間の権利と自由の確実な保護の、司法・法制度改革における主たる基準への変容 | 居住地点における2車線以上の規制対象外道路における横断歩道用信号機（ボタン制御式）の全面的な設置            |
|  |  | 自由剥奪刑の言い渡し件数の、 <b>30%から20%へ</b> の削減                         |
|  |  | 裁判所および捜査機関の業務における一部の手続きの <b>遠隔履行</b> の機会の、 <b>2倍以上</b> への増強 |
| 85.                                      | 国家機関および職員の業務に対する効果的な司法監督の確立、ならびに行政司法制度のさらなる発展          | 行政裁判所への <b>直接的な提訴</b> を妨げる要因の完全撤廃                           |
|  |  | 裁判前の段階で解決可能な紛争の解決効率の <b>50%向上</b>                           |
|  |  | 裁判前に解決可能な紛争の、裁判所への提訴件数の <b>50%削減</b>                        |
|  |  | <b>道路標識やジェスチャー</b> に対する規制への、行政手続きの原則の全面的な導入                 |
| 86.                                      | 司法権力の独立性の強化とその業務の公開性の確保による、司法制度達成水準の向上                 | 行政法違反事件の審理結果に基づく裁判所への訴えの <b>50%の、電子形式</b> による送付の達成          |
|  |  | 企業活動主体に対して審理される刑事事件の <b>100%における弁護士または公選弁護人の参加</b> の達成      |
|  |  | 司法システム管理における、 <b>裁判官自治の原則</b> の全面的な導入と、司法共同体機関システムの形成       |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | 世界正義プロジェクトによる法の支配インデックス <b>0.64</b> 点の達成                                      |
|     |  | ガバナンスクオリティインデックスの法の支配分野における <b>61.5</b> 点の達成                                  |
| 87. | 法秩序維持機関の活動の、人間の利益、名誉、尊厳、権利の保護へと向けた方向付け | 個人番号および QR コードを使用した刑事事件の提訴から判決までの過程を追跡する機会の、統一電子登録簿の構築による導入                   |
|     |  | 現代的技術と最新の学術成果の導入による証拠の収集・確定に係る業務の完全なデジタル化                                     |
|     |  | 司法行為およびその他の機関の行為の確保に係る業務カテゴリーの少なくとも <b>30%</b> の履行の、民間部門を援用した遂行体制の確立          |
|     |  | 深刻な結果を招く交通事故件数の、 <b>50%</b> 以上の削減   |
|     |  | 刑事事件とその資料の <b>100%</b> の電子版での運用、当該の事件に関する電子文書管理の確保                            |
| 88. | 弁護士制度の地位の大幅な向上と、高度技能に基づく法的支援提供制度の発展    | 弁護士制度の自治制度への移行、国家機関およびその他の機構からのその完全な独立性の確保                                    |
|     |  | 現代の国際基準に適合し、かつオプションナリティの原則に基づく弁護士の技能向上システムの導入                                 |
|     |  | 弁護士数の <b>2,000</b> 人以上への増強  |
|     |  | 民事事件、行政事件、経済事件に関する弁護士と裁判所、法秩序維持機関、その他の国家機関の間における電子文書管理水準の <b>50%</b> 以上への引き上げ |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 89.                                      | 汚職要因防止システムの効率の向上、汚職の容認を拒む態度の社会における形成を目的とした業務の加速的継続 | 国際機関 Transparency International が公表した腐敗認識指数上位 <b>50位</b> 以上に参入   |
|  |  | 政府調達関連法令の要件への違反事例の <b>2分の1</b> への縮小  |
|  |  | 直接契約の締結による政府調達時における、 <b>資金の着服や市場価格に対する財およびサービス価格の過大な設定</b> を防止するための社会監督の幅広い導入                          |
|  |  | 「 <b>腐敗のない法令</b> 」原則に基づく法規文書 <b>100%</b> の立案   |
| <b>V. 「安全かつ平和志向型の国家」の原則に基づく政策の一貫した継続</b> |  |  |
| <b>5.1. 公開性のある、実務的かつ積極的な外交政策を目的とした改革</b> |  |  |
| 90.                                      | 国民および国家の利益に立脚した新しいウズベキスタンの外交政策の一貫した実現              | 世界で生じている複雑なプロセスを背景としての、 <b>公開性のある、実務的かつ積極的で善隣的な外交政策の一貫した継続</b>   |
|  |  | パートナー諸国との間、ならびに権威ある国際機関の枠組みにおける、 <b>地域的・世界的な問題に関するバランスの取れた恒常的な対話</b> の確立                               |
|  |  | あらゆる近隣諸国との間における <b>善隣関係および戦略的パートナーシップ関係</b> の迅速な発展、 <b>政治的、経済的、文化的、人道的分野</b> における二国間・多国間交渉の定期的かつ効率的な運営 |
| 91.                                      | 中央アジア地域における実務的協力水準の、新たな質的水準への引き上げ                  | 優先的分野、特に <b>環境、自然保護、水資源の合理的利用、輸送・コミュニケーションインフラ</b> のさらなる発展といった分野における地域内の緊密な協力関係の強化                     |
|  |  | 国際法および地域内のすべての国の国益をふまえたうえでの、中央アジアにおける <b>本格的な戦略的パートナーシップ関係と同盟関係</b> の高度化                               |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | <p>中央アジア諸国の領内における国民の自由な移動、人為的制限のない財、サービス、資本の流通の段階的達成、共通的な観光空間の形成に係る業務の継続</p>  |
|     |   | <p>アフガニスタンとの多面的かつ互恵的な関係の発展、同国の経済復興に対する緊密な支援の提供、輸送・トランジットポテンシャルの実現への寄与</p>   |
| 92. | <p>伝統的パートナーとの互恵的な関係の発展、国際協力関係の地理的拡大、グローバルな生産・サプライチェーンへの接続</p> | <p>国益の推進と保護における経済外交の効率性の向上と活性化</p> <p>CIS 諸国との間における伝統的、多面的関係、および戦略的パートナーシップ関係のさらなる効率的な拡張</p> <p>欧州諸国との間における貿易・経済面、金融面、投資面、技術面での協力関係の発展、多面的パートナー関係、実務的協力関係の法的基盤のさらなる強化</p> <p>アジア太平洋地域諸国との協力関係の強化、地域市場への輸出高および品目の増強、ならびに国内への投資流入の増強</p> <p>南アジア、中近東、アフリカ諸国との既存の関係のさらなる拡大、新たな有望分野における互恵的協力関係の確立、諸地域を結ぶとともに、世界市場へのウズベキスタンの進出の機会を築く輸送・物流回廊の形成、</p> <p>アメリカ大陸諸国、特に米国との戦略的パートナーシップ関係および全面的協力関係の、新たな水準におけるさらなる拡大、投資、輸出、先端技術分野での相互関係の強化</p> |

|     |                                    |   |
|-----|------------------------------------|---|
| 93. | WTO への正式加盟                         | 国内法および法適用実務の、WTO の規則、規準、協定への整合化   |
|     |                                    | 少なくとも年間 <b>10</b> カ国以上との間における、当該国の市場参入に関する交渉の完遂   |
|     |                                    | <b>WTO 加盟国との間</b> における、市場参入に関する体系的な交渉の実施、 <b>同機関への加盟プロセス</b> の効率的な遂行                                  |
| 94. | 外国に居住する同胞への支援、当該の者らとの恒常的な対話システムの導入 | 同胞が築いた <b>社会団体の活動</b> の全面的な支援、その数の <b>300 団体</b> への引き上げ   |
|     |                                    | ウズベク語、およびウズベクの文学、歴史、文化、芸術、工芸分野を大学で学んでいる在外同胞に対する <b>200</b> の助成金の割当て                                   |
|     |                                    | 医療、教育、学術分野における、同胞の参加による <b>100</b> のプロジェクトの実現   |
|     |                                    | 同胞の社会団体に提供される小説作品の出版数の、 <b>10 万部</b> への増強   |
| 95. | 国外労働移民制度の改善、外国で労働する国民に対する全面的支援の提供  | 外国との間における就労斡旋協定数の、 <b>30</b> 協定分の増強   |
|     |                                    | <b>官民パートナーシップ</b> に基づく外国パートナーとの協力における、職業・外国語教育の一環としての、外国企業 <b>2,000 社</b> との間における国民の職業教育・雇用確保システムの組織化 |
|     |                                    | <b>雇用の確保、専門技能の向上、起業イニシアティブ</b> の促進をはじめとする、労働移民から帰還した者の <b>再統合</b>                                     |
|     |                                    | 違法な国外労働移民および人身売買の対策における <b>国際協力</b> のさらなる発展   |

5.2. 国の安全保障および防衛能力の強化に係る改革

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 96. | 情報の自由な検索、取得、拡散に係る国民の権利行使の保証のさらなる強化                | 国内の情報空間における法令順守の確保、情報利用文化の向上、異質かつ破壊的な情報の影響からの国民の保護、過激化の防止                         |
|     |   | 全世界的情報網であるインターネットへの自由なアクセスに必要な諸条件の構築、国内のインターネット空間におけるサイバーセキュリティの確保、国民のネットリテラシーの向上 |
| 97. | 世界で生じている複雑なプロセスをふまえたうえで、軍の戦力、防衛能力、軍事ポテンシャルのさらなる向上 | 軍のデジタルポテンシャルの向上と情報セキュリティの確保、現代的情報コミュニケーション機器の利用における軍勤務者の知識およびスキルの向上               |
|     |   | 軍の士気およびポテンシャルの強化、現代的な戦闘および軍事紛争ならびに外国軍の最先端プラクティスの研究に基づく軍の戦闘態勢および技術の発展              |
|     |   | 軍の権力構造との協力の強化、共同行動の効率性および調整水準の向上  |
|     |   | 高度技能を有する軍事要員養成システムの定期的な改善、養成プロセスへの現代的軍事訓練手法の幅広い導入                                 |
| 98. | 世界的な気候変動に伴う、人命を脅かす非常事態および災害の予防                    | グローバル規模での国際地震観測システムとの統合を基盤とした、国内における大地震早期警報国家システムの導入                              |
|     |   | 貯水池およびその他のハイリスク施設におけるモニタリング・非常事態事前予測システムの構築                                       |
|     |   | 統一的かつグローバルな安全保障、非常事態時への対応能力の強化、地域内のすべての国家との機動的な情報交換、合同訓練の実施といった分野における協力の高度化       |

|      |                                     |  |
|------|-------------------------------------|--|
| 99.  | 国境安全保障の強化                           | 国境警備システムへの現代的技術、通信機器、技術（工学）設備の幅広い導入                                |
|      |                                     | 人工知能技術の活用による国境安全保障プロセスのさらなる自動化                                     |
|      |                                     | 国境侵犯者の行動の鈍化と複雑化といった視点からの、装備レベルの向上                                  |
| 100. | 社会における民族間融和の雰囲気<br>の強化、諸外国との友好関係の発展 | 6言語（カラカルパク語、タジク語、カザフ語、ロシア語、キルギス語、トルクメン語）を追加した形によるコンテスト「若手書籍愛好家」の開催 |
|      |                                     | 外国語教育実施校における小説保有量の2倍への増強   |
|      |                                     | 民族間関係分野における一般学術論文の3倍への増強   |
|      |                                     | 友好団体数の60団体への引き上げ、友好都市数の2倍への増強                                      |

「ウズベキスタン2030」戦略の実現に係る  
共和国委員会の構成

|              |   |
|--------------|---|
| A.N.アリポフ     | - 首相、共和国委員会議長                           |
| T.K.ナザルバエフ   | - オリー・マジリス上院議長                          |
| N.M.イスマイロフ   | - オリー・マジリス下院議長                          |
| B.D.イスマロフ    | - 最高裁判所長官                               |
| A.A.アジゾフ     | - 国家保安庁長官                               |
| N.T.ユルドシェフ   | - 検事総長                                  |
| D.A.クチカロフ    | - 副首相、経済財務大臣                            |
| A.Zh.ラマトフ    | - 副首相                                   |
| Zh.A.ホジャエフ   | - 副首相                                   |
| Z.B.マフカモフ    | - 副首相                                   |
| V.V.マフムドフ    | - ウズベキスタン共和国大統領附属安全保障会議書記官              |
| R.A.グリャモフ    | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（経済発展問題担当）             |
| R.K.ダヴレトフ    | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（社会・政治的発展問題担当）         |
| G.G.ミルザエフ    | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（人事政策問題担当）             |
| D.B.カヂロフ     | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（法秩序維持機関・監督機関業務調整問題担当） |
| Sh.M.ガニエフ    | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（農業開発問題担当）             |
| M.M.カミロフ     | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（宗教・国際関係問題担当）          |
| A.S.スルタノフ    | - ウズベキスタン共和国大統領顧問（エネルギー安全保障問題担当）        |
| K.I.アッラムジョノフ | - ウズベキスタン共和国大統領府情報政策局局长                 |
| B.M.マヴロノフ    | - ウズベキスタン共和国大統領府法鑑定・総合分析局局长             |
| E.T.アリポフ     | - ウズベキスタン共和国大統領附属安全保障会議第一副長官            |
| 在任者          | - カラカルパクスタン共和国議会、タシケント州議会および同市議会議長      |
| A.A.ジュラバエフ   | - 首相官房室長、共和国委員会書記官                      |

備考：共和国委員会の委員が他職に異動した場合、同職に新たに着任した者が委員会メンバーとして加わるものとする。

(ウズベキス  
タン共和国  
大統領府の  
印)